

14.5-1002



1200501219803

5

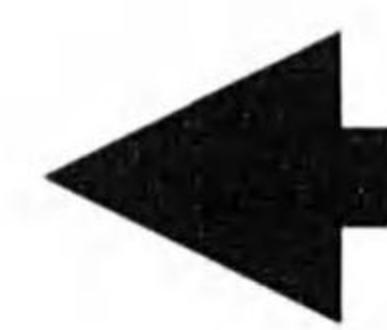
1002

暦法調査資料 第九輯 我が國の神祇及び祭祀と暦との関係

大政翼賛會興亞局編

6 7 8 9² 60 1 2 3 4 5 6 7 8 9² 7

始



曆法調査資料第九輯

我が國の神祇及び祭祀と暦との關係

大政翼賛會興亞局

緒 言

本調査資料は、現行曆が我が大東亜諸地域に廣く流通してゐるに拘らず、猶ほ之等諸地域の實際生活と幾多不調和な點が存する實狀に鑑み、それ等の點に關し徹底的調査究明をなし、將來大東亜の曆法研究の参考に供せんとするものである。

昭和十八年一月

大政翼賛會興亞局



目 次

| | |
|---------------|----|
| 第一章 世界無比の我が國體 | 一 |
| 第二章 我が國の神祇 | 四 |
| 第三章 我が國の祭祀 | 七 |
| 第四章 祭祀と農業との關係 | 三 |
| 第五章 祭祀と曆法との關係 | 八 |
| 結論 | 二三 |

我が國の神祇及び祭祀と曆との關係

佐伯有義

第一章 世界無比の我が國體

我が國體は、世界に比類なき尊い國體である。皇祖天照大神の皇孫彦火瓊々杵尊を、豐葦原の瑞穗國の君と定めて、此の國に降し給ひ、神武天皇大和國畝傍の樞原の宮に御即位あらせられしより、神子神孫相承け相繼ぎ、萬世一系にして、動くこと無く變ること無く、天下を知食し、寶祚は天壤と共に窮りなく、國運は日月と共に悠久にして、世界に類なき國である。支那は古くは堯舜の如き聖王があり、世界の三大偉人と稱せられる孔子が生れ出で、専ら先王の道を講じて儒教を弘め、其の弟子が三千人、身六藝に通するもの七十二人ありて、其の道を説き弘め、儒教は永く其の國家の文教として重んぜられたが、彼の生れた周の國は亡びて秦となり、秦は漢に滅ぼされ、漢は滅びて後漢となり、三國となり、五代となり、唐宋となり、元明となり、最後に清朝となり、それも亦滅びて中華民國となつた。國土の大に過ぎて統治の困難な點もあらうが、兎に角興亡常なき國である。印

14.5
1002

度も亦同様である。昔から統一せられた時代は極めて少く、何時も分立して王侯互に相争ひ、遂に英國の支配を受け、英國皇帝を印度皇帝として仰ぐやうになつた。宗教は波羅門教の外に佛教があり、教祖釋迦は孔子と共に世界三大偉人の一人として崇められ、其の教理は高妙幽遠に、極めて偉大な教化の力を持つてゐるが、國家統治の上には何等の力がない。西洋諸國も希臘羅馬は長く盛んであつたが遂に亡び、續いて獨逸、英吉利、佛蘭西等の國が興り、互に競争しつゝあるが、我が國の如く萬世一系の國は、何れにも見當らぬ。世界の何れにも存在せぬ事實の、獨り我が國に存するは、必ず相當の理由がなくてはならぬ。依りて先づ古典に就いて之を考ふるに、天孫降臨の時、皇祖天照大神、皇孫に親しく八咫鏡、草薙劍、八坂瓊杵玉三種の神寶を授け奉らせ給ひ、勅して、葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり、宜しく爾皇孫就きて治せ、行矣寶祚の隆えまさむこと、當に天壤と窮まり無かるべしと宣給はせられた。又大嘗祭節會の日、中臣の奏する天神壽詞、及び大殿祭の祝詞を参考するに、皇親神魯伎神魯彌^{ミコト}彌^{ミコト}の命以ちて、皇御孫命を天津高御座に坐せて「皇我が宇都^{ウツ}の御子御皇孫命、此の天津高御座に御坐して、天津日嗣を萬千秋の長秋に、豐葦原瑞穂の國を、安國と平らげく知食せ」と言寄し奉り賜ふとあり、是は神勅を古語のまゝに記されたものである。此の神勅には、豐葦原瑞穂の國を安國と平らげく知し食せとあり、天の下は何處のはてまでも、悉く平安にして、國民は一人の不安もなく不平もないやうにしろしめせと、懇に御諭しあそばされ、皇孫は此の神勅を奉戴し給ひて、大御心を國民統治の上に常にそがせ給ひ、慈母の乳兒に對する御心を以て國民を撫育し給ふが故に、我が國の君臣の情は、世界の何れの國に

も見ることの能はぬうるはしいものがある。又大神は御手に寶鏡を持ち給ひ、皇孫に對し奉りて「吾が兒此の寶鏡を視まさむこと、當に猶吾を見るが如くすべし、與に床を同じくし殿を共にして、以て齋鏡^{イハヒノカガミ}と爲すべし」と宣はせられた。寶鏡とは八咫鏡の御事にて、只今伊勢の皇大神宮の御正體としてお祀り申し上げてある。齋鏡とは神として齋ひ奉る鏡といふことで、皇孫は降臨以來日向に都し給ひし時も、神武天皇大和國に都し給ひし以後も、神勅のまゝに、皇祖大御神と御同殿に、同じ御床^{ミユカ}におはしまししを、崇神天皇の御世神威を畏ませ給ひて、笠縫邑に遷し奉り、垂仁天皇の御世に、神慮のまゝに、伊勢國度會の宇治の五十鈴の川上に御鎮座あらせられた。又笠縫邑にお遷りあそばさるゝ時、御鏡と御劍とを御摸造あそばされ、之を宮中に奉安せられることとなつた。即ち今の賢所の御正體であらせられる。又降臨の際兒屋命太玉命に勅して「吾が高天原に聞食す齋庭^{ユニハ}の穗を吾が兒に御せまつるべし」とて、稻穂をお授けあそばされた。稻は食物の主たるものなるが故に、特に勅して之を授けさせられたので、是が大嘗祭、新嘗祭の起原である。それは此の神勅には、たゞ齋庭^{ユニハ}の穗を吾が兒にまかせまつるべしとのみあるが、天神壽詞には「皇孫尊は高天原に事始めて、豐葦原の瑞穂の國を、安國と平けく知食して、天都日嗣の天都高御座に御坐して、天都御膳^{アマツミケ}ナガミケトホミケ^{トホミケ}を長御膳の遠御膳と、千秋の五百秋に瑞穂を平けく安く由庭^{シロシメ}に知食せ」とあり。由庭は齋庭に同じく、大嘗祭、新嘗祭の祭庭のことと、齋庭に於て聞食せとあるにより、毎年新穀が熟すれば、之を御飯に炊ぎ、白酒、黒酒に造りて、齋庭に於て、先づ大御神に之を捧げ奉りて、次に天皇の之を聞食さるゝのである。皇孫降臨の際に、天照大神の宣給はせられた第一の神勅は、天皇の天壤と興に窮

まりなく、豊葦原の瑞穂の國をしろしめさるべき勅、第二は、皇孫の皇祖天照大神を崇め奉らせ給ふべき勅、第三は、祭祀を尊重し給ふべき勅である。天皇の天下を統御し給ふには、下國民を愛撫し給ふべきこと、上は皇祖大御神を崇め奉りて祭祀を重んじ給ふべきことを、懇に御諭しあそばされ、國民は其の御恵の厚きを嬉しみかたじけなみて、萬民一つ心に仕奉り、神は皇孫の懇に仕奉らせ給ふことを嬉しみ喜ばせ給ひて、神と君、君と民と常に心を一にして、此の國を守り給へば、寶祚の萬々歳にして、天壤と與に悠久なるべきことは言ふまでもない。我が國は大陸を離れ四面海を廻らして、防禦土地利を得たること、人種は一にして結合しやすきことなど、種々の理由も存するが、我が國體の萬國に比類なきは、主として此の神勅に由るものである。

第一章 我が國の神祇

我が國は、古來神を敬することを第一とするが、さて其の神は如何なる神にあらせらるゝかといふに、第一に祖先の神である。皇室に於かせられては、皇祖天照大神を此の上もなく崇め奉らせ給ひ、國民は各自其の氏の祖先を崇め奉るのである。我が國は特別なる氏族制度の國で、祖先以來職業は世襲で、同一血族の者は長く同一の土地に居住し、一族中の嫡統の人が、之を統率して朝廷に奉仕した。而して同族の人が、共同して祖先の神社を造り、神靈を此に崇め奉りて、之に奉仕した。之が即ち氏神である。氏人は氏神を中心として團結を堅くし、以て一族の發展を圖つた。故に村毎に氏神の社がある。我が國民として崇め祀つた神の最も主なるものは此の氏神

である。支那も祖先崇拜の國であるが、支那には家の祖先を祀つた廟があれど、一族共同の祖先を祀つた神社、即ち氏神といふものはない。是は彼我國體の異なる結果である。支那にては孝は百行の本なりとし、父母に孝を盡すを人倫の第一とし、隨つて祖先を重んじ、家を新に造るときは、先づ家廟を造る慣例になつてゐる。是は誠によい習慣である。併しながら彼の國は動亂止むことなく、我が國の如く同一血族が長く同一の土地に居住すること少く、隨つて我が國の如き加婆禰^{カバネ}制度は發達せず、一氏共同して其の祖先を祭る習慣は起らず、氏神といふものは遂に起らなかつたのである。氏神は斯くの如く我が國特有のもので、世界の何れにも比類のないものである。しかし此の氏神も後に制度上の影響を蒙り、餘程變化を生じて來た。それは孝德天皇大化の革新に、支那の制度を取り入れて、從來の封建の制、即ち職を世々にすることを廢めて、人材登庸の途を開き、地方に於ては國造を廢して新に國司を置き、國造は國司の下に郡吏として採用し、大に其の勢力を失はしめた。京師に於ても、必ずしも家柄によらず、其の材能に應じて各方面に採用することに定められし故、氏上^{ウヂノカミ}たる人必しも長官でなく、氏族としての統制力を失ひ、氏族制度の上に大きな影響を來し、よしや新らしき氏族が生じても、必ずしも氏神を設くることなく、平氏は母方の祖神なる平野神を祭り、源氏は後に八幡宮を氏神として祭るやうになつた。氏族制度崩壊の結果、新たなる氏神が起らぬやうになつたが、敬神崇祖の念厚き國民は、甲の氏族は氏神があり、乙の氏族が氏神がなくては、安んずることが出來ぬので、緣故ある神を氏神として祭るやうになり、斯くて氏神は

必ずしも祖神ではないやうな結果になつた。しかし地方の農村は都會とは違ひ、居住者は移轉することが極めて少き故に、氏神も昔のまゝで祖神を祀つたものが多く、随つて氏人が祖神に對する心持は、昔のまゝに濃厚であつた。氏神といふ名稱はそのまゝに存し、實際之に奉仕する人も其の子孫たる氏人が相當に多かつたので、後に移住して來た人があつても、從來居住の人々と共に、其の氏神を我が氏神として之に奉仕するやうになつたものである。斯くの如き變遷はあつても、氏神は最初一族共同の祖先を祭つたもので、全國到る處の町村に氏神のなきものは一村もなく、氏神は全國を通じて最も多いのである。

氏神以外には、衣食住守護の神を祭つたものが頗る多い。食物の主たるものは稻で、稻作の豊凶は國民の生活に關する所が最も大なる故に、祈年祭には主として御年神を祭り、田を養ふ水の分配を掌る水分神^{ミツマツノカミ}、水源を養ふ山口に坐す神、此の山口の神は、山に生ひ茂る樹木の成長をも掌り給ふが故に、其の意味に於ても特に之を祭られた。又稻作に大きな關係のある風神をも祭る。稻荷神を祭るも、稻荷神社は、宇迦能御魂神^{ウカノミタマノカミ}にて、食物の御靈の神であるが故に、主として此の神を祭り、其の御父素戔鳴尊、御母神大市比賣神、合せて三柱を稻荷神と稱して祭るのである。狐は古くから稻荷神の使者と稱する傳説があり、稻荷神社に參る人に自然愛護せられたが、後には誤つて稻荷の主神の如く迷信する人も生じた。之は大きな誤解である。衣食住以外にては、鍛工は金の神を祭る。刀劍は勿論、農具、庖厨具は鐵にて製作するものが多い。鐵は鍛工の生命である。故に金の神金山彦神を祭る。又日々食器として使用する茶碗皿鉢の類は、土にて製作するものが多い。それ故に土の神埴山姫神を祭る。

斯くの如く祖先以外の神をも祭るものが多い。是は我が國に於ては、萬有に悉く靈ありと信じ、日々其の靈の存するものを使用し、其の恩恵を蒙つてゐるが故に、其の靈に對して之を感謝するので、單なる迷信ではない。基督教にては一神を祭り、他神を祭ることを排斥したので、其の影響を受け、一神以外の神を崇むるをば、未開野蠻の遺習の如く誤信してゐるものもある。それは神に對する根本觀念の相違である。以上述べたる如く、我が國の神は祖先の神を第一とし、次に衣食住を始め吾人が生活上恩恵を蒙るものに對しては、其の靈を崇めて感謝するが故に、神々の數は甚だ多いのである。

第三章 我が國の祭祀

我が國にて齋き祭る神々の數は甚だ多い。延喜式神名帳に載する所の神が、全國に亘つて三千百三十二座あらせられる。是は毎年二月新年祭の時、神祇官より幣帛を奉られる神社、及び諸國の國司が幣帛を奉る神社である。其の以外に國々に神名帳といふものがあり、其の國々にて祭れる神名を擧げてあり、之を合算すれば甚だ夥しい數である。其の外にも神社を設けずして祭つてゐた神々もある。其の祭祀は如何にして行はれてゐたかといふに、是は第一に官に於て祭られたもの、第二には氏人として祭つたもの、或は特に神徳を崇めて祭つたもの、第三には民間に於て神社以外に民俗的に祭つたものもある。官に於て朝廷の儀式として祭られたものには、第一に天皇御親ら祭らせ給ふ祭と、官吏に命じて祭らしめ給ふものとがある。天皇の御親ら祭らせ給ふものは最も尊い

祭祀で、昔は十一月の新嘗祭と、六月十二月十一日の神今食祭の三度であつた。新嘗祭は、内裏の外に中和院といふ神聖な一廊が別に設けられ、其の中和院の中央に、神嘉殿といふ御殿があり、毎年十一月中の卯日（卯日が二つの時には、下の卯日を用ひられた。二十三日に定まつたのは明治以後のことである。）に其の神嘉殿に於て行はれた。當日は内裏から神嘉殿に行幸あり、同日夕曉にわたりて、夕の御儀と曉の御儀とが行はれる。是は神嘉殿に、其の時に臨んで御神座を設けられ、（平素は空殿である）其の神座に天照大神並に御相伴に預り給ふ神等を請招し奉りて、神饌としては米の御飯、栗の御飯、米の御粥、栗の御粥、お魚は鯛・堅魚・鰯等の生のもの、乾したもの、海苔は海松・海藻等、菓物は栗實・棗實・橘子等を忌み清めて調理したものを、建手（柏の葉にて作つたもの）に盛り、葛笪（蔓草にて作つたもの）に納め、酒は白酒、黒酒（白酒は醸造したまゝの酒を篩にてこしたもの、黒酒は久佐木を焼いて作った薬灰を適度に混じたもの。）を平居瓶に盛れてある。それを一々御手づから御供進あらせられる。此の神饌は神嘉殿の後にある御殿にて、其の職掌の人々が之を調進する。當日夕刻になれば、主上には内裏より帛の御衣（白き帛にて作つた御服）を召され、腰輿に乘御、神嘉殿に行幸あり。同殿に於て小忌の御湯（小忌とは最もよく忌み清めた意）を召され、此の時帛の御衣を脱がせ給ひて、御祭服（生絹にて作り、祭祀の時にのみませ給ふ御服）をめさせられ、亥の刻即ち午後十時、中央の神座を設けてある神殿に進ませ給ひて、御親祭あらせられる。此の時に所役の人々が、神饌を奉じて神嘉殿の階下にありて、主上の神殿に進ませ給ふを御待申上げてゐる。主上神殿の御座に著御あらせらるれば、先づ御手水を捧げ、御手水終りて神饌を御親ら

御供進あらせらる。神饌は御飯以下の品々を枚手（柏の葉にて作りたる小皿のやうなもの）に一々御手づから盛りて神に奉らせ給ひ、白酒黒酒も各々順次に御供進あらせられる。然る後に御親ら御飯以下を聞食される。神に奉らせ給ふ御饌と、主上の聞食さる御饌とは、別個の建手に納めてあり、主上の聞食さる御饌は之を御直會（オナホラ）と稱し奉る。先づ神に捧げ奉らせ給ひて次に聞食さる故に、かやうに申すのである。御直會をはりて神饌を撤し、再び御手水ありて、夕の御儀が終了し、丑の刻即ち午前二時に至りて夕の御儀と同様に曉の御儀が行はせられ、其の御儀了りて、御祭服を帛の御服に改めさせ給ひ、行幸の時と同じ行列にて、神嘉殿より内裏に還御あらせられる。還幸の時は御列の先を追うて警蹕を唱へるが、行幸の時は神に對する御謹慎より、警蹕をば御停止になつてゐる。此の新嘗祭は神代ながらの御式にて、誠に尊い御祭である。次に神今食祭と申すは、一年の中に二季に、夏の末と冬の終と即ち六月十一日と十二月十一日と二度、新嘗祭とほど同じ御祭が神嘉殿に於て行はせられた。新嘗祭のみでは一年一度で、皇祖に對し奉りて尙ほ事足らぬやうに思ほし召され、夏冬二季に皇祖の神靈をお迎へ申上げて御饌（あそばされ、神恩の厚きを御感謝あらせられるのである。此の神今食は、應仁の大亂以後廢れて御再興に至らず、現在にては新嘗祭のみ行はれてゐる。現在は此の以外に、賢所・皇靈殿・神殿に於て數々の御親祭が行はれてゐる。賢所・皇靈殿及び神殿を合せて、宮中二殿と稱へ奉つてゐるが、三殿に於ける御親祭は、一月三日の元始祭は、三殿と共に御親祭あらせられ、二月十一日の紀元節御祭典も、同じく三殿を御親祭あらせられる。次に三月春分の日は、皇靈殿と神殿とを御親祭あらせられ、四月三日は神武天皇祭につき、皇靈殿

に於て御親祭が行はれ、畠傍山陵へは、勅使をして奉幣せしめられる。九月秋分の日は、春分の日と同じく皇靈殿と神殿とを御親祭あらせられる。十月十七日は、神宮の神嘗祭にて、諸神に先ちて新穀を大神宮に奉らせ給ひ、また勅使を参向せしめて奉幣せしめられるが、此の日賢所にも新穀を奉りて御親祭あらせられる。十一月一十三日には、神嘉殿に於て御親祭あり、十一月二十五日は、先帝崩御の御當日につき、皇靈殿に於て御親祭を行はせられ、多摩御陵へは勅使をして奉幣せしめられる。以上申述べた如く、現在に於ては、毎年八回の御親祭が行はれてゐる。新嘗祭以外に、斯く數々の御親祭の行はれるやうになつたのは、年の始に天津日嗣の元始を思ほしめして、先づ賢所・天神地祇・御歴代皇靈を祭らせ給ひ、二月十一日は、神武天皇の畠傍の檜原の宮に於て御即位あらせられ、天業を恢弘して神家の統治を洽く四海に及ぼされた芽出たき日である故に、此の日も三殿を祭らせ給ふことに定めさせられた。賢所は明治以前は、十二月に御神樂が行はせられてゐたのみであつた。依りて神宮に於て年中第一の大祭としてゐる新嘗祭の日、神宮に准じて賢所にも新穀を奉りて、御親祭あらせられることに定めさせられた。又皇靈の祭祀は、中昔以來久しく佛式にて行はせられてゐたのを、明治維新の際、神武の創業に復し、固有の精神に立戻りて萬事を行はせられた結果、佛式をば廢せられ、新に皇靈殿を設け、御歴代の皇靈をば古式に據りて祭らせ給ふことに定められ、神武天皇祭と先帝祭をば、御親祭あらせられることになり、御歴代皇靈は春秋二季に合せ祭らせ給ふこととなつたので、自ら御親祭が多くなつた次第である。

は古くは天社國社の二つに區別せられてあつた。神社は全國に散在してゐるので、中央にある神祇官のみにて之を祭ることは不可能なので、主として都に近き國々即ち五畿内地方にある神社と、畿内以外にありとても特殊の關係ある神社は、神祇官をして祭らしめ、其の他遠隔の國々にあるものは、國司をして祭らしむることに定められてあつた。延喜式に據るに、全國三千百三十二座の神社中、神祇官に於て管理する神社をば、大小の二種に分ち、之に依りて奉るべきものの品目量數を定め、四度の官幣と稱し、新年祭、六月、十二月の月次祭、新嘗祭、以上四度の祭祀に幣帛を奉らしめられた。斯くて大社には新年、兩度の月次、新嘗祭四度とも幣帛を奉らしめ、小社には新年祭にのみ幣帛を奉らしめられた。また國司の祭る神社は、是も大小の二種に區別し、之に依りて品目量數を定められたが、是は大小共に新年祭にのみ幣帛を奉らしめられて、月次・新嘗には奉幣がなかつた。此の四度の祭祀は、應仁の亂後、神祇官が他の官衙と共に燒失して再興せられず、用度も缺亡したので、長く廢絶してゐたのを、明治維新の後、新年祭と新嘗祭とは再興せられ、月次祭は神官にのみ奉幣せしめられることになつてゐる。此の四度の祭祀以外に、氏神を祭つた神社に於ては、毎年二月・四月・十一月に氏神祭を行つてゐたのである。精しくいへば、二月と十一月、一年に二度づゝ行はれてゐたのである。(正五九と稱し、今日正月・五月・九月に祭祀を行ふのは、三長月と稱し、是は支那の風俗が移つたもので、我が國の古き風俗ではない。此の氏神祭には、氏神の子孫たるものは、悉く其の祭に參加したのである。或は神饌を捧げて神に奉り、或は神主となりて祝詞を奏し、或は神前にて舞を奏し、一氏悉く共同して祭祀を行ひ、之を年中行事の最も

大なるものとしてゐた。而して其の祭祀に當りて、或は官より幣帛を捧げ奉らしめ給ひ、氏人もそれより幣帛を奉り、或は神馬を奉りなどして、神慮を慰め奉つてゐた。又其の所在の地を離れて官途に就いてゐる人には、氏神祭には特に之に参列する爲に、特別の例が設けられてあつた。今其の一例を擧ぐれば、奈良の春日祭が適例である。春日神社は奈良の三笠山の麓にあり、藤原氏の氏神で、奈良朝時代の創立である。此の神社は、常陸國鹿島神宮の祭神武甕祖命、下總國香取神宮の祭神經津主命、河内國枚岡神社の祭神天兒屋命、及び比賣神を遷し奉つたもので、其の祭は、春は二月上申の日（今は三月十三日）冬は十一月上申の日に行はれた。藤原氏は奈良の都から山城國平安京に遷都の後は、悉く平安に移住したので、春日祭の時には、京都より奈良に來りて其の祭に参加した。又朝廷に於かせられては、皇后は藤原氏の出の御方が多くあらせられるので、皇后宮よりも使を遣して奉幣せしめ給ひ、御外戚の關係で、東宮よりも奉幣せしめられた。それで當日先づ奉幣の儀あり、朝廷よりの勅使が奉幣をし、次に皇后宮の御使、東宮の御使の奉幣あり、次に氏人の奉幣あり、次に神饌の供進あり、神饌は楳棚といひ黒木で作った高き案に之を載せ、氏人が一案につき四人づつ、束帶を著し、木綿手繻ユフダスギを掛けて之を捧持する。春日は祭神四座にて、一殿に一座づゝ奉祀してあり、神饌は一社の分が一案に載せてあり、合せて四脚である。其の四つの高案を藤原氏の官位ある人が、肅々として之を奉じて參進し、其の神饌を皇后宮より遣はされた女官が之を神に奉り、次に神主の祝詞あり、此の時氏人は神主と共に拜し、次に神馬を奉進し、氏人並に参列者の大和舞がありて、其の式が訖るので、氏人の氏神に對し奉る情緒がよく窺はれる。又石清水八幡宮は、

山城國八幡に御鎮座あらせられ、貞觀年中の創立で、式外の神社である。祭神は應神天皇、比賣神、大帶姫命の三座を祀る。應神天皇は、朝廷の御祖先にましますので、伊勢に次で厚く御崇敬あらせられ、八月十五日の放生會（現在は石清水祭と稱す）は、大神が御鎮座の山上より麓に渡御あり、麓にて御式が行はせられるゝのであるが、其の行列は、行幸に准すべき旨勅命があつたので、上卿（公卿の上席の人といふ意）以下が参向して奉仕し、又源氏の氏神として之を崇め奉る故に、上卿を始め所役の人々は、源家の人が参向をして奉仕した。斯の如く氏人が氏神に對する信仰は、極めて熱烈であつた。現在に於ても、氏子の氏神祭に對し奉る熱情の盛なるは、此の遺風の存してゐるのである。現在官國幣社以下の神社にて行はるゝは、一年一度の例祭、並に祈年祭・新嘗祭、其の外に、元始祭・紀元節・天長節・明治節には祭典が行はれ、例祭・祈年祭・新嘗祭には幣帛供進使が参向して、幣帛を奉ることになつてゐる。其の外民間にも種々の祭が行はれてゐるが此には之を略する。

第四章 祭祀と農業との關係

農業は一般國民の日々用ひて生命を繋ぐ貴重な食物、並に寒暑を凌ぐ衣服の原料となるべき品々を作りて、國民の生活を安全ならしむべき、最も必要なる職業である。而して之を作るには、春夏秋冬四時の氣候の變化をうかゞひて、種子を蒔き、天地自然の力を能く活用して、之を產出するのが、農業の職分である。故に古言には農業を「ナリハヒ」といふ。「ナリ」は產出の意である。米や麥、大豆や小豆、大根や茄子、栗や柿など、皆悉く農

民の手で之を作り出す故に「ナリハビ」といふのである。廣く産業をも「ナリハビ」といへど、もとは農業をいひ、すべての物を產出する業をば「ナリハビ」と稱するやうになつたのである。一夫耕さゞれば天下飢うとあるやうに、農民が勉めざれば國民が飢餓に苦しむ故に、御歴代の天皇は農業に最も大御心をそゝがせられ、崇神天皇の詔に、農は天下の本なり、民の恃みを以て生くる所なりと宣給ひ、繼體天皇は「朕聞く、士當年に耕さゞることあれば、天下或は其の飢を受くることあり。女當年に績まさることあれば、天下或は其の寒を受くることあり。故に帝王躬ら耕して農業を勧め、后妃親ら蠶ひて桑序を始めたまふ。況んや厥の百寮より萬族に暨るまで、農績を廢棄て、殷富に至らむや。」と宣給ひ、其の外にも農業の御獎勵には、數々の詔勅が拜せられる。旱魃に際し或は霖雨の爲に、神社に特に使を遣はして雨を祈らしめ給ひし例は、年毎に多く見ゆるが、皇極天皇は、御親ら南淵の河上に行幸ありて雨を祈らせ給ひ、後醍醐天皇は丹生川上神社へ止雨の奉幣使を立てさせられた時、

この里は丹生の川上程近しいのならばれよ五月雨の空

といふ御製をあそばされた。是れ皆農民の上を思召されての大御心と拜せられる。また明治天皇の御製に、

照るにつけくもるにつけて思ふかなわが民草のうへはいかにと

また同じ御製に、

天地の神にぞいのる民のため雨風ときにしたがひぬべく

とあそばされしは、何れも農民の精神をこめて勤しんでゐる農事に就いて、何時も大御心をそゝがせられていらせられたことが拜せられて、難有い次第である。

さて其の農業の起原に就いて考ふるに、支那では神農氏が木をけづりて耜と爲し、木を揉めて耒と爲し、耒耨の用を萬人に教へ、始めて耕すことを教へた故に、神農氏と號すと史記補に見え、或る書には、神農の時に天から粟を雨らせ、神農が耕して之を種ゑたとも傳へてゐる。我が國に於ては、五穀は保食神の身より化生し、天照大神が之を種子として作らしめ給うたと、日本書紀に記してある。書紀に、天照大神、葦原中國に保食神ありと聞食し、月讀神を保食神の許に遣はされしに、月讀神が事の行違ひから、保食神を斬り殺された。然るに其の神の身體より稻・麥・稗・大豆・小豆が化生したるを、天照大神がみそなはせられ、是は顯見蒼生の食ひて生くべきものなりと宣給ひ、粟・稗・麥・大豆・小豆を陸田種子とし、稻をば水田種子と定め給ひ、天の邑君を定めて、其の稻種を天の狭田長田に植ゑさせ給ひしに、其の秋に至りて、八束足穗にしなひて快く熟つたとある。是が我が國農業の起原である。斯くて大神は年毎に新嘗聞食し、天孫降臨の時に、齋庭の稻穗を授け奉らせ給ひ、之を日向の都に於て耕し作らしめ給ひ、それが漸く全國に繁衍し、國名にも負ひて豊葦原の瑞穗國と稱するやうになつた。

我が國の農業は、斯くの如く天照大神の蒼生を深くあはれみいつくしませ給ふより起り、其の稻種は、尊き齋庭の穂をばお授けになつたもので、畏き極みである。それ故に之を湯種と稱して、特に之を尊重した。萬葉集に湯種時く荒木の小田を云々と詠んだのがそれである。湯種は齋種にて齋庭之穂の齋と同じく、いみ清めた意であ

る。かく尊い稻種であるが故に、之を苗代に蒔くに就いては、注連^{シメ}を引きはえて穢に觸れぬやうにする。荒木の小田を求めて稻種を蒔くと、萬葉集に詠めるも、新に開墾した清らかな田を求めて、其の田に湯種を蒔かうと考へたものであらう。金葉集に、津守國基の歌に、鳴のゐる野澤の小田を打返し種蒔きてけりしめはへて見ゆと詠めるは、苗代に注連を引きはへてあるを見てよめるにて、之が當時一般の有様であつたことが想像せられる。農事を始むるに先立ちて、二月四日神祇官並に各地方の國司の廳に於て、式内の諸神に奉る新年祭の班幣の式が行はれ、此の日各神社に奉仕する神主祝部等を、神祇官或は國衙に召集し、式を行ひて班幣を班ちたまはり、神職は之を奉じて神社に還り、神々に奉りて豐熟を祈り、伊勢の大神宮のみは、神祇官の役人が其の班幣を奉じて参向し、二月九日奉幣の式が行はれた。神官にては之に先ちて二月朔日、鍬山伊加利神事と稱して、神田を耕すに用ひる鍬の柄を山にて伐り取る式が行はれ、種子を苗代に蒔く時には、神田下種祭と稱して、種子を蒔くに就いての祭が行はれる。又京都の上賀茂神社にては土解祭^{トヲカ}と稱し、種子を蒔くに先ちて稻種をトヒ定むる祭が、二月晦日に行はれた。苗を苗代より本田に移植するに際して、田植祭を行つたことは、伊勢を始め著名な神社に於ては澤山の例がある。御田植祭を行ひ、神田に參向して早苗を植ゑ、了りて神に四手を付けたるを立て、粢神酒を供して退出する。是が水口祭である。又、農家一般に田植の終つた後に、田祭と稱して休業することの、今に或る地方に存するは、此の遺風であらう。七月には風神の祭が行はれ、稻實の成熟して之を刈取る際には、拔穂の祭或は御田刈の神事が行はれ、十一月に至りて新嘗祭が行はれ、神嘉殿に於ては御親祭が行はれ、式社の中に二

百四座の神には神祇官より幣帛を奉らしめられた。上古は新嘗祭は朝廷のみならず治く一般に行はれ、萬葉集にも之に關する歌が見え、平安朝の最初の頃までも、之に關する記事の國史にも見ゆるが、其の後何時しか絶えたのは惜しいことである。

斯くの如く農業に就いては、或は朝廷の御儀式として、或は神社の祭祀として、或は民間の行事として、種々の祭祀が行はれるのは、朝廷に於ては、農業は國家に取りて重要な業にて、農民の之が爲に年中勞苦することを深く思召され、農民は、農業は人力の及ばず、天地自然の力に待つもの多きが故に、自ら神の祐助を請ひ願ふべき機會の多いので、自然と祭祀が多くなつたものである。延喜式の祝詞に、農民の辛苦する状況を述べて、天下の公民が手脇に水沫晝垂り、向股に泥晝寄せて取作る奥津御年^{オキツミトシ}を云々とあるやうに、春稻種を下すより、秋に至りて之を取り入れるまでに、先づ田を鋤返して水を入れ、之をこなして植付の準備に暇なく、苗代が成長して移植すべき時至れば、手も足も泥にまみれ、手の脇からは濁水が垂れ、股の所まで泥が刎ね返りても、厭ふことなく植付をし、植付が了れば、朝夕に田の水を見廻りて怠ることなく、稍々成長すれば、之と共に惡草が生ずるので、之を取除くことを常に勉め、時候の關係より蝗の發生しやすきを以て、其の驅除を怠ることなく、旱魃には苗の枯死せぬやうに、霖雨には苗の萎縮せぬやうにと、人力の限を盡さねばならぬ。此の勞苦を思召して、常に民草の上に大御心をそゝがせ給ひ、神祇に幣帛を奉らしめて、年穀の豐饒ならむことを祈らしめ給ふのである。農業は農民が如何に人力を盡しても、旱魃・霖雨・風害・水災等、人力の及ばぬものが數々あり、農家の苦心は、有

形上にも無形上にも、容易ならぬものがあれど、たゞ黙々として之を勤しむ其の苦勞は、實に同情せざるを得ぬ。農業に關する祭祀の商工業に比較して頗る多いのは、以上述ぶるが如き事由に因るものである。

第五章 祭祀と暦法との關係

暦は一年を四季に分ち、四季を三箇月に分ち、(春をば孟春・仲春・季春とし、夏秋冬も之に準じて孟仲季とす。)正月より三月までを春、四月より六月までを夏、七月より九月までを秋、十月より十二月までを冬とし、一箇月は凡そ三十日とし、十二箇月三百六十五日が一年となる、其の日數を計算して作つたものである。暦は昔は毎年陰陽寮に命じて之を作らしめられ、陰陽寮には暦博士ありて之を造つた。之が令の制度で、大寶以來明治に至るまで之に據つてゐたのである。暦法は國家統治の上に最も必要なもので、國家として毎年恒例に行はるべき行事、神社に於て行はれる祭祀を始め、其の他總べての行事は暦日に依りて明かにせられてある。農業は殊に暦に關係が多い。既に述べた如く、農産物は天地自然の力に依りて成熟するもので、何れも時期がある。春に種子を下して秋に成熟するものあり、夏種子を下して秋或は冬に成熟するものもあり、秋冬に種子を下して翌年の春或は夏に成熟するものもある。時期を失したならば完全に成熟せぬ。故に農業は時を知ることが最も重要である。而して土地の寒暖によりて時期の同じからぬものあり、之を一々明かにせねばならぬ。是は國家の力でなすべきことで、國家統治上最も必要なことである。故に暦は國家に於て之を作り、民に時を授けられた。支那では四方の

蠻夷の國に、勉めて自國の暦を受け之を守らしめ、之を守る國をば、正朔を奉すと稱して、屬國と定めた。故に支那では前朝の王が亡ぶるときは、新に起つた國王が直に前朝の暦法を改めて、新暦を守らしめたものである。夏の國が亡びて殷の國が起り、殷が亡びて周の國が起るや、何れも新暦を制定した。夏の建寅の月を正月とし、殷は建丑の月、夏の十二月を正月とし、周は建子、夏の十一月を正月とし、三つの異なつた正月が生じた。之を三正と稱してゐた。秦は更に建亥の月、夏の十月を正月としてゐたが、漢の武帝の時に、夏の正月を用ふることに改め、清朝の末まで之を改めることがなかつた。支那では暦は黃帝が始めて造つたといひ、或は其の臣容成氏が作つたともいへど、確なことは知れぬ。我が國に於ては、支那の暦本の傳はらぬ以前より、古き暦法があつたと思はれるが、文献が明かならぬ。支那の暦本が我が國に傳來したのは、欽明天皇十四年六月に、百濟に使を遣はして、ト本・暦本等を献らしめられたことが日本書紀に見えて、之が始めである。されど神功皇后の三韓を事向け給ひしより、彼我の交通頻繁になりたれば、彼の國の暦が既に百濟に傳はつてゐたならば、欽明天皇以前に、其の暦本が傳はつてゐたことゝ思はれる。されど證とすべきものはない。暦法は國家の統制上極めて必要なるものなれば、古くより必ずあつたことゝ思はれるが、後に支那の暦法を専ら使用せられるやうになつた爲に、證とすべきものゝなくなつたのは遺憾である。欽明天皇以後には、推古天皇十年に、百濟の僧觀勒が來朝して、暦本及び天文地理の書等を上り、同十二年正月に、始めて彼の暦日を用ひられた。之より凡そ九十年を経て、持統天皇四年(一三五二年)に始めて嘉元暦と儀鳳暦とを用ひられ、後天平寶字七年、唐の太衍暦を、貞觀三年に、更に

長慶宣明暦を用ひられたことになつた。爾來長く改暦の沙汰がなかつたが、東山天皇貞享元年、濱川春海が幕府に建言して、暦法の改正を願ひ、貞享暦が作られた。然るに貞享暦にも缺點があつたので、寶曆に更に之を改め、寛政九年、天保十三年に更に改暦があつた。我が國は久しく支那の文化及び制度を採用してゐたので、暦法も亦彼の國の法を長く使用してゐたが、明治五年に至りて、西洋暦を用ひることに改められた。今の太陽暦が是である。

暦は人事百般の上に必要なれど、就中農業は春夏秋冬の氣候を目標として之に從事するが故に、暦と農業との關係は殊に深い。一年を大別して四季とする春夏秋冬、ハルは木の芽の張り出づる意、ナツはアツにて暑き意、アキはアカにて木の葉の赤く色付く意、フユをヒュにて寒くひゆる意にて、春秋は草木の榮枯に依りて名け、夏冬は氣候の寒暑に依りて名けたものであり、四季を更に十二月に區別したる十二箇月の名稱を、ムツキ、キサラギ、ヤヨヒ、ウヅキ、サツキ、ミナツキ、フミヅキ、ハツキ、ナガツキ、カミナヅキ、シモツキ、シハスと稱するは、専ら農事に依りて名けたものである。是は頗る古い名稱で、一月・二月・三月と數字的に稱するものよりは、古い語と思はれる。今其の語義を考ふるに、一月をムツキと稱するは、ムツキは睦月にて、新らしく年を迎へて神を祭り、一家族打集まりて睦まじくらす月、二月をキサラギと稱するは、キサラギは氣更來^{キサラギ}にて、孟春既に過ぎて仲春となり、陽春の氣更に來り、草木の芽も陽氣につれ、まさに發せむとする月、三月をヤヨヒと稱するは、ヤヨヒは彌生にて、氣候溫暖にして草木の彌^ヨ生育する月、ウヅキと稱するは、卯の花咲く月、五月をサツキと稱するは、サは早苗、早乙女などのサにて、田植に専ら勞働する月である。サは眞にて眞月か、然らば農業の眞盛りの月といふ意なるが、やがて五月のことをサとのみも稱するやうになつたものであらう。六月をミナツキと稱するは、早苗を既に植ゑ了りて、水の最も必要なる月なれば、水之月といふ。七月をフミヅキと稱するは、稻穂を莖の中に含むに至れる由にて、穗^{ホブク}含み月なるべしといふ。八月をハツキと稱するは、穗が莖の中より張り出づる意にて、張月の略なるべきかといふ。九月をナガツキと稱するは、ナガツキは稻刈月にて、稻を専ら刈取る月の意なるべきかといふ。或は長月にて夜が漸く長くなる意とも解することが出来る。十月をカミナヅキと稱するは、神の月或は釀成月の意なるべきか。釀成とは、十月の新嘗祭に神に奉る酒を釀み成す月の意なりと、萬葉古義に解いてゐる。是も聞えるが、神の月にて、新嘗祭の準備に専らいそしむ月と解釋しても可いと思ふ。或は神無月にて、全國の神々が出雲に集まり給ふ月なりといふ說も、古くよりあれど、古典に根據なき俗說にて取るには足らぬ。十一月をシモツキと稱するは、寒氣既に至り朝毎に霜の見ゆるより名けたものであらう。十二月をシハスと稱するは、稻はもとより稟穀等、野菜の類も悉く取入れて冬籠の準備成り、貢るべき租稅も納め訖りて、爲すべきことは全部爲し果てる月といふ意であらう。以上十二箇月の名稱に依つて考ふるに、天地自然の氣候に基いて、農業を専ら營む我が國の風俗として、自然に生じた名稱で、暦には古くより此の名稱が用ひられてゐたものと察せられる。

農本國たる我が國にては、農事を主として月の名の生じたのも自然の姿にて當然のことなるが、神慮を慰め奉

る祭祀が、自ら農業を中心として行はるゝも自然のことである。何となれば、神を捧げ奉る神饌は、米を始とし何れも天地自然の氣候に恵まれて成熟するので、其の時期に至らざれば、之を得ることが不可能である。例へば、新嘗祭は新穀既に熟する後にあらざれば之を行ふこと能はざるが如く、各々其の時期がある。又祈年祭の如きは、年穀の豊に熟せむことを神に祈るもので、まさに農業を始めむとするに當りて行はねばならぬ。二月は陽春の氣更に來りて、農業に著手すべき月にて、其の月に之を行はねばならぬ故、自然に二月に定められたので、祭祀は農業と自然に一致してゐる。暦は農業を中心として組織せられ、祭祀も亦、農業と離るべからざる關係があり、其の時期が自然に定まつたもので、祭祀の時期は概に之を變更することは出來ぬ。若し強ひて之を變更すれば、種々困難な事情が生ずる。農業も同じことで、農民は自然の氣候に基いて行動してゐるので、時候を考へずして其の行動を變更することは出來ぬ。暦も之を無視して勝手に變更は出來ぬ。強ひて變更すれば、暦と農業とが分離するやうになり、自然の良風美俗を破壊するに至る。暦と農業、暦と祭祀とは多年の経験にて、兩者が圓満に行はれ、之に伴ひて商業も工業も圓満に行はれ、國政を行ふ上にも、極めて滑らかに行はれるやうに組織せられて圓熟したのである。暦は國民年中行事の自然の姿でなくてはならぬ。國民の年中行事と關係なく、或は之を離反した暦は、其の効果の少きのみならず、却て國民に害毒を及ぼすやうになる。國民は總べて天地自然の氣候に順應して業を營んでゐるが、就中農民は天候に順應せざれば、業を營むこと能はざる境遇にあるので、最も能く天候に順應して勤勞してゐる。農業は天地自然の力に依らざれば、人力のみにては如何ともすること能はざるが

故に、自ら目に見えぬ神を崇め敬ひて、其の祭祀を尊重し、隨つて年中行事としての祭祀は、農業と離れざる關係がある。此の三者の關係は、爲政者が特に之を注意し、國民の敬神上風俗上に及ぼす影響の重大なることを、よく知つて事に當らねばならぬ。

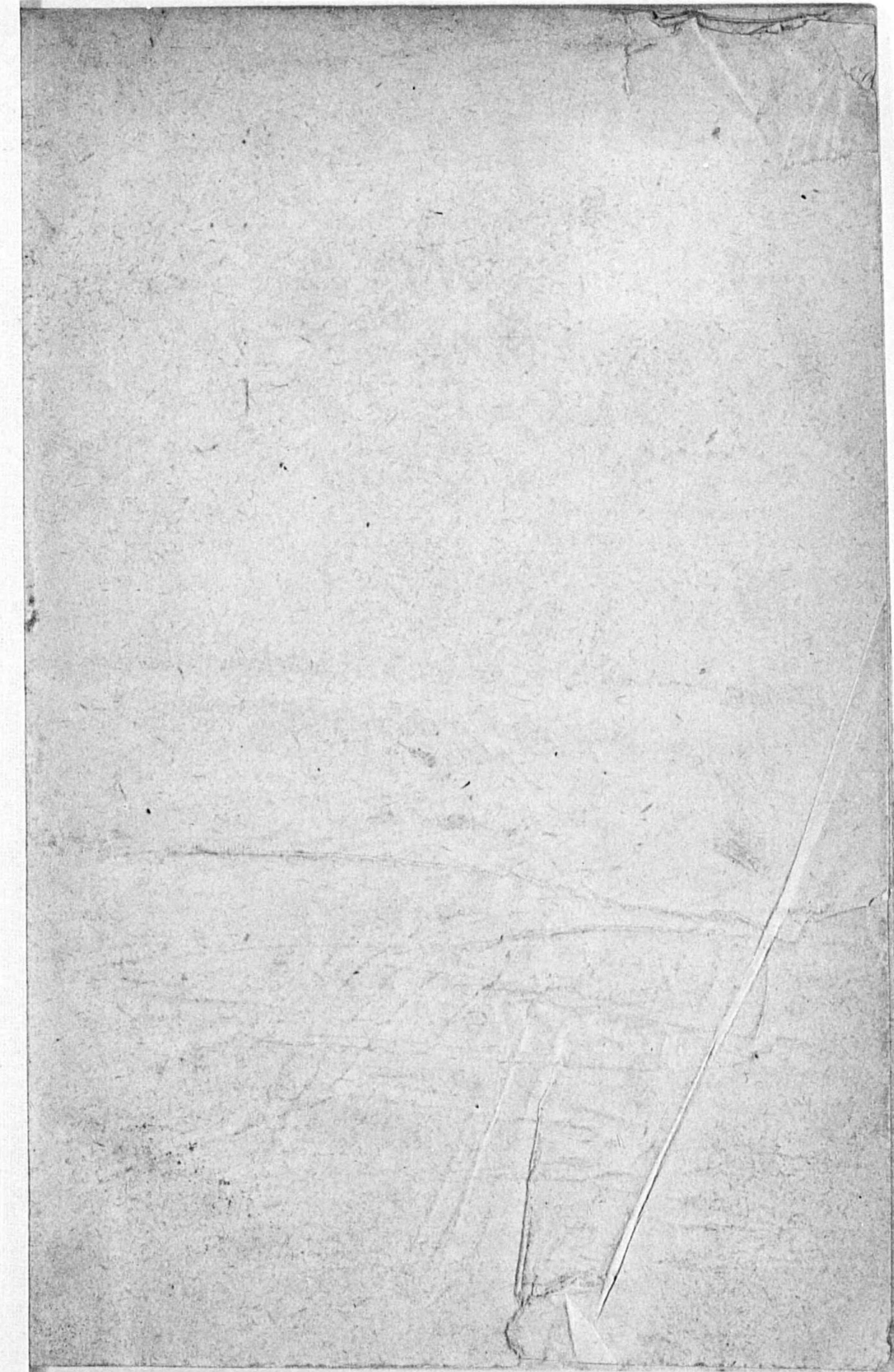
結論

之を要するに、我が國に於ては、古來上下一般に敬神崇祀を第一としてゐるが、我が國の神は、主として氏族の祖先を祭りて、血脉の相通するものがあり、信仰的の神とは大に異なつてゐる。而して其の祭祀は、恒例に春夏秋冬に行はれてゐるが、此の祭祀は農業と離るべからざる關係があり、暦は農業を中心として作成せられ、祭祀と農業とは離るべからざる關係が存してゐるので、暦の取扱に就いては、細心の注意を要するのである。明治の維新は、孝徳天皇大化の革新以後最大の革新にて、一面にては王政の復古と共に、歐米の文化を大に輸入して、未曾有の大改革を決行したのである。暦法も千年以上使用してゐた舊暦を廢して、西洋の新暦を用ふることになつた。暦法は何れも其の國の風俗習慣を本として編製せられたもので、他國の暦法を使用する場合には、其の得失を十分に考慮すべきである。然るに百事革新の際であり、舊暦にも幾多の缺點があつたので、之を廢して西洋暦を使用することになつたが、舊暦たる太陰暦と洋暦とは、約一箇月の差があつたので、舊暦の十二月を一月と改められた。之を正確にする爲に、舊暦を新暦に推歩して決定せられたが、推歩せられたものと、推歩せ

二四

られぬものとがあつた。例へば、神武天皇御即位の日は正月朔日であつたのを、二月十一日とし、同天皇崩御の日は三月十一日であつたのを、四月三日と定められた如きは、推歩せられたものである。然るに二月四日の新年祭をば、舊暦のまゝに二月四日とし、九月十七日の新嘗祭をも舊暦のまゝに九月十七日とせられたのは、推歩せられなかつたものである。其の結果舊暦二月四日の新年祭が、舊暦正月朔日の紀元節より九日も早く先んじて行はれるやうになり、九月十七日の神嘗祭は、事實に於ては八月十七日に當る故に、それでは新穀は未だ十分に熟せぬので、明治十二年に至り、一箇月繰下げる十月十七日に行はれるやうに改正せられた。新嘗祭の如きも、陽曆十一月二十三日は陰曆十月二十三日で、事實一箇月の繰上げであり、十二月中旬の賢所御神樂も、陽曆十二月中旬は、陰曆十一月中旬に當るが、之を繰下ぐれば一月中旬になるので、止を得ず陽曆十二月中旬に行はれてゐる。神社の祭祀に於ても、此の類のものが相當多くあるであらう。全國的には七月の祖先の靈祭、俗に所謂孟蘭盆會の如きも、舊暦の七月に行はれたものを、新曆にても七月に行はれた爲に、供物たる野菜果物等がまだ熟せぬ、梨や林檎、葡萄の如きものは、陽曆七月十日頃では到底熟せぬので、止むを得ず甚しき未熟のものを供へてゐるが、地方に依りては供物のない爲に、舊曆の七月即ち新曆の八月を用ふるものがあり、區々に之を行ふやうになつた。又一般の民俗にても、舊曆の十二月、即ち師走に行はれてゐた年越、支拂等も、都會にありて新曆十二月を用ふれど、村落にありては農事が未だ完了せざるものあるが故に、眞の年越、支拂等は、一月卅一日に行ふやうになつた。さりとて一月一日を祝はぬのも、朝廷に對し奉りて恐れ多き次第である故に、一月と二月と考慮すべき重要なことである。(了)

二度之を行ふものが出來、一月一日は表面的の正月として祝ひ、二月一日を眞の正月として祝ふやうな習慣が生じて、風俗上には統一を缺き、經濟上には二重の失費をし、自ら良風美俗を破壊せしむるに至つたものである。又西洋曆を用ひた爲に、基督教徒でないものまでが、クリスマスを行ひて無益の失費をなし、異様の習慣を生ずるやうになつた。之と共に理由ある慣習をも廢止するやうになつたものであり、祭祀の上に風俗上に影響を及ぼし、國民經濟の上に影響を及ぼした點が少くない。浮華輕薄な人は之を今まで注意せぬやうであるが、是は大に考慮すべき重要なことである。(了)



終

